

氏 名	ニユエン ティ ハイ ハ NGUYEN THI HAI HA
学位(専攻分野)	博 士 (経 済 学)
学 位 記 番 号	経 博 第 210 号
学位授与の日付	平 成 17 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	経 済 学 研 究 科 経 済 動 態 分 析 専 攻
学位論文題目	Essays on the function of local government borrowing in developing countries (発展途上国における地方政府の借入機能)
論文調査委員	(主 査) 教 授 植 田 和 弘 教 授 吉 田 和 男 教 授 古 川 顯

論 文 内 容 の 要 旨

地方分権化の世界的潮流は先進国のみならず、発展途上国においても注目されており、そのことを正当化する理論的根拠、ならびに分権化がもたらす国民経済や地域経済への影響に関する理論的実証的検証が課題となってきた。特に地方政府の借入機能は、中央政府からの統制を受けていることも多く、経済分析の対象とされることが少なかったが、その経済的規模の大きさからしても、研究の発展が求められていた。

本論文は、戦後の日本において地方政府の借入機能が経済の安定化に果たした役割や効果について分析し、発展途上国の立場から見た地方行財政システム上の含意を考察した労作であり、次の各章から構成されている。

序章では、地方分権化を根拠付ける理論および現実の規範的解釈に関する既往研究が、地方財政の資源配分機能やマクロ経済安定化機能に着目しつつ、概括される。さらに、発展途上国の実状に即した分権化論の適用可能性と限界に留意しつつ、本論文が取り組む課題とアプローチの独自性が明らかにされる。

第1章では、W. オーツやR. マスグレイブらを中心とする財政連邦主義に関する既存文献が渉猟され、その内容とアプローチが批判的に吟味される。その整理に基づいて、地方政府の借入機能の経済的效果に関する論点が検討される。まず、地方分権化の正当性に関して地方財政責任とマクロ経済の安定性との関連が整理され、それらに影響を及ぼす制度的枠組みが、政府間財政関係、民主主義と政治システム、金融市場の成熟度合としてまとめられ設定される。そして、地方政府の借入がもつ資源配分機能および経済安定化機能における役割と特徴付けについて、論点が提示される。その際、先進国と発展途上国を対比しつつ、経済発展段階の違いに伴う差異が重視される。さらに、地方政府の借入機能と関連して、その行動様式について影響を及ぼす要因が整理される。地方政府の行動においてモラル・ハザードが生じる可能性やその他の仮説が成立する場合の条件について、地方財政システムの国際比較をふまえて分析・検討され、類型化される。

第2章では、戦後日本における地方政府の借入機能が有する地域経済安定化効果が実証的に分析される。日本における都道府県別の時系列データ及びパネル・データを用いて、地方政府借入と地域産出高との関係が回帰分析され、地方政府借入の景気安定化機能が定量的に評価される。その結果、既存の通説や短期的な需要管理仮説とは異なり、1970年代半ばまでは、中央政府による誘導効果が大きいことが見いだされている。また、支出、借入、投資に関する都道府県の反応は、1980年代は財政規模に有意に依存しているが、ポストバブル期においては、借入と投資については有意でなくなったことが明らかにされている。また、地域経済安定化効果の決定要因に関して、産業構成、成長段階等の仮説的指標が設定され、その影響が分析される。

第3章では、集権化モデルにおける資源配分機能の歪みに着目し、日本における地方政府レベルでの地方債システムと予算行動との関係が、分析される。相関係数分析を用いて、日本の都道府県の資源配分機能について、いくつかの仮説が検証される。例えば、中央政府からの支援が多いほど、都道府県の借入は多くなるのか否かである。そして、もし多くなるなら、その結果として、地方税は削減されるのか、あるいはまた、地方資本支出の浪費的拡大が生み出されたのか、を明らかにす

ることである。さらに、もしこうした財政錯覚が地方税制制約下で生じるなら、クラウドイングアウト効果が現れるか、についても検討される。これらを実証的に分析した結果、より低コストの借入ができた都道府県も他の都道府県よりも多く借り入れるという行動は見られず、また、多く借り入れた都道府県が地方税を下げることもなかったことが明らかにされ、借入機能の誤用はなかったと結論づけられる。また、経常支出にクラウドイングアウト効果はなかったことも確認されている。

第4章では、途上国において地方政府借入機能を分権化することがもたらす利害得失について、借入に伴う資源配分機能と経済安定化機能の両面から再検討される。ルールに基づいて条件付けされた分権システムと地方税や投資的支出比率等に制限を設けた集権的システムについて、インセンティブ構造や公平性の視点から、両システムの長所・短所が比較される。その結果を基に、発展途上国における地方行財政システム構築への示唆が解説・主張される。

終章では、分権化が直面している課題が再整理され、さまざまな条件を組み込んだ集権化システムにみられる優位性が確認される。以上の結果をふまえて、より途上国に適したモデルとして、誤ったインセンティブを抑止するルールを制約条件として組み入れた集権化モデルの方向性が提案されて、結論とされる。

論文審査の結果の要旨

世界各国における地方債の管理は、IMFのタ・ミナシアンとクレイグによると、一元的市場規律型、中央・地方の協調型、ルール型規制、行政的統制という4種類のアプローチに類型化される。日本は行政的統制に分類されているが、経済発展の段階や社会経済条件に応じて適合する型が、理論的にも実証的にも抽出されているわけではない。これに対して著者は、戦後日本の管理システムを行政的統制とルール型規制を組み合わせた集権的システムと定式化し、その下で地方政府の借入機能が果たしていた経済的機能について詳細な実証分析を行い、今後の当該分野の共通の基礎となる研究成果をあげた。このことは本論文の基本的特徴であり、貴重な学術的貢献である。

本論文において評価できる諸点を示せば、以下のとおりである。

第1に、精緻な実証分析を行い、1970年代半ば頃までの日本における地方政府の借入は経済安定化機能を果たしていたことを、説得的に明らかにしたことである。日本における地方借入について、地方税収、地方歳出や地方資本支出などの変数との間にある関係を、都道府県別の時系列データ及びパネル・データを用いて分析し、その動きは地方税収や地方歳出の周期的な変化にのみ帰すべきではなく、地方政府借入が地方税収の減少を補償するとともに、地方歳出の増加特に景気後退期における地方投資支出の増加と関係していることを係数的に抽出している。ファクト・ファインディングとして興味深く、貴重な学術的貢献である。

第2に、日本の地方債システムと予算との関係が、都道府県レベルでの資源配分機能に及ぼす効果や影響について、相関係数分析を用いて実証的に明らかにしたことである。その結果、特に都道府県の行動様式に関して興味深い知見が得られている。すなわち、より低コストの借入ができた都道府県も他の都道府県よりも多く借り入れるという行動は見られず、また、多く借り入れた都道府県が地方税を下げることもなかったことが明らかにされている。また、経常支出にクラウドイングアウト効果はなかったことも確認されている。これらは、借入機能の誤用やモラル・ハザード的行動はなかったことを示しており、それ自体として興味深い知見が抽出されている。さらに、日本の地方政府が総政府支出に占める比率は他の先進国と比較して大きいことあわせて考えれば、そのことが中央政府が経済安定化機能にかかわって地方政府借入機能に信頼を置いた原因であると推察でき、興味深い考察になっている。

第3に、戦後日本の地方行財政システムについて地方政府の借入機能という限定された範囲ではあるが、発展途上国における行財政改革の指針を考察する立場から分析・再評価し、地方分権化の世界的潮流の中でも発展途上国におけるモデルになりうるシステムであることを提示したことである。経済発展の初期段階においては、複雑な政府間財政関係や人的資源の稀少性の問題があり、地方政府借入機能を中央政府がルールに基づいて統制することは経済安定化や発展に資することを確認している。1970年代半ばまでの日本における政府間関係や地方政府借入機能が今日の途上国に適しているか否かについては、その頃までの日本の経済条件と今日の途上国において支配的な条件との類似性や差異についての厳密な検討が必要であるが、比較地方財政システムという視点からも貴重な学術的貢献であり、高く評価できる。

本論文は未開拓な領域における先駆的な研究であるだけに、研究全体の進展に待つべきともいえるいくつかの論点や課題

が残されている。まず指摘されるべきことは、実証分析は精緻に行われ有意な結果を導出しているものの、先行研究をふまえた著者独自の理論モデルが明示的には提示されていないことである。特に、地方政府の公共投資の資源配分機能に関する分析においては、先行研究としていくつかの理論的・実証的分析の蓄積があり、これらを参考にしながら、理論的な定式化に基づいた実証分析がなされるならば、得られた結果についてより一般性をもつ解釈ができる可能性は増したであろう。起債制限比率の解釈についても検討の余地がある。また、単相関係数に基づく実証分析では推定結果の解釈に注意が必要であり、解釈をより堅固にするためにも、より高度な分析手法を採用すべきであろう。さらに、文章の形式についてもより入念な配慮が求められる。

しかしながら、これらの課題や問題点は、著者が提起し、理論的・実証的に解明した日本における地方政府借入機能の効果や影響、およびその発展途上国における地方行財政システム設計への示唆に関して行った研究の先駆性と、それによってもたらされた貴重な貢献を何ら損なうものではない。

よって、本論文は、博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。なお、平成17年2月3日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。